

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第27号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の220」を「100分の215」に改める。

附則に次の1項を加える。

24 平成31年6月に支給する期末手当についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の200」とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。